



写真3-7-1 有効幅員の確保された斜路付き階段の例

3-7-3 勾配・けあげ高・踏み幅

1. 階段は、勾配50%、けあげ高15cm、踏み幅30cmを標準とする。
2. 段鼻の突き出しがない等によりつまずきにくい構造とする。けこみを設ける場合はその長さを2cm以下とする。
3. 踏面の端部は、全長にわたって十分な太さで周囲の部分との輝度比が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。

階段の勾配、けあげ高、踏み幅、及びけこみは、立体横断施設技術基準に準拠することとする。

階段の段鼻により、下肢の不自由な人や補装具を使用している人が上る際につまずきやすくなるため、段鼻の突き出しをなくすことによってつまずきにくい構造としなければならない。

踏面の端部は、全長にわたって十分な太さ（幅5cm程度が識別しやすい）で周囲の部分との輝度比が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。なお、色は段の始まりから終わりまで統一されたものとする。

階段の構造について図3-7-2に示す。

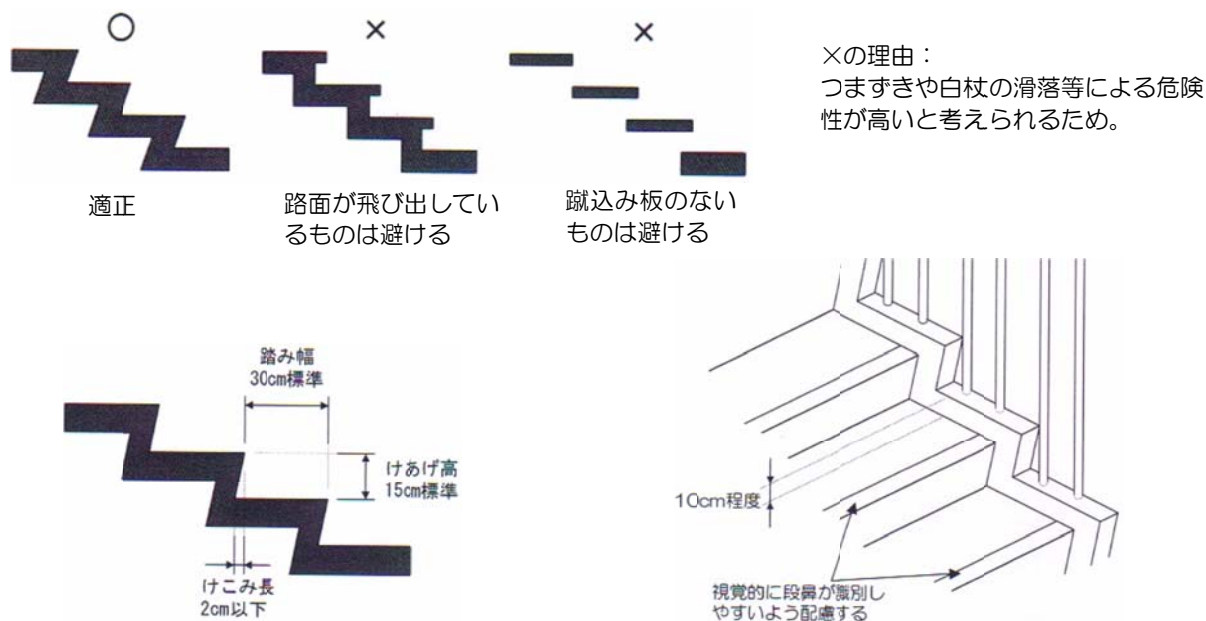


図3-7-2 階段の構造と評価

3-7-4 踊り場

1. 階段の高さが3mを超える場合においては、その途中に踊り場を設ける。
2. 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2m以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とする。

高さ3mを超える高さの階段の場合は、高齢者等が昇降途中に休憩できるように、階段の途中に踊り場を設ける。横断歩道橋の場合は、その必要高さから少なくとも1箇所以上の踊り場が必要となる。

地下横断歩道に接続する折れ階段の踊り場等や、階段と通路、傾斜路との接続部等において進行方向の見通しが悪い箇所では、鏡を設置することが望ましい。